

政務活動費に係る情報の公表に関する取扱要領

(政務活動費に係る情報の公表)

- 1 議員から提出される前年度分の政務活動費収支報告書及び当該政務活動費収支報告書に添付する領収書等の証拠書類（会派共用費を徴収した会派から提出される会派共用費収支報告書及び当該会派共用費収支報告書に添付されている領収書等の証拠書類についても同じ。）（以下「収支報告書等」という。）は、その写しを9月頃に高槻市議会のホームページへの掲載及び情報公開窓口で閲覧に供するなどの方法により公表するものとする。ただし、会派又は議員が高槻市情報公開条例に基づき公表すべきでないと判断する箇所がある場合にあっては、次のように取り扱うものとする。
 - a. 議員又は会派は、収支報告書等の写しのうち公表すべきでないと判断した箇所に墨消しを施し、当該文書の余白に公表すべきでないと判断した根拠となる高槻市情報公開条例に基づく理由を明記して、墨消しを施していない文書の原本とあわせて議長に提出する。
 - b. 議長は、議員又は会派から提出された文書を参考にして、公表の判断をするものとする。
- 2 前項の領収書等の証拠書類とは、a. 会計帳簿、b. 政務活動費（会派共用費）支出書及び当該支出に係る領収書又は政務活動費（会派共用費）支払証明書（領収書を徴しえない場合に限る。）、c. 政務活動費の交付に関する事務処理要領において作成を義務付けられた政務活動費（会派共用費）収支報告書に添付することとなる文書であって、いずれも原本とする。
- 3 政務活動費の事務手続き、政務活動費の経費使途区分の運用指針、政務活動費に関する要領は、議会及び市の情報公開窓口で閲覧に供するなどの方法により公表するものとする。
- 4 会派共用費届出の公表は、会派共用費届出公表書（別紙）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の政務活動費の交付に係る公表及び公開に関する取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に交付される政務活動費から適用

し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成３０年９月１９日から施行する。
- 2 改正後の政務活動費に係る情報の公表に関する取扱要領の規定は、平成２９年４月１日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費及び政務調査費については、なお従前の例による。

別紙

会派共用費届出公表書

高槻市議会議長

印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、同条例施行規則第5条第1項の規定により会派共用費の届出があったので、同条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

記

(単位：人及び

円)

会 派 名	会派構 成員数	議員1人当 たりから徴 収する月 額	会派として徴収する 年度の合計額

以上